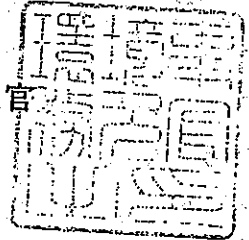


環境秘発第051001001号

平成17年10月1日

都道府県知事 }
政令指定都市市長 } 殿

環境事務次官



環境省組織の再編について（通知）

日頃より環境行政の推進に御尽力賜りありがとうございます。

環境省では、平成17年10月1日付けで、下記のとおり組織の再編を行ったところです。

貴職におかれましては、今後とも、格別の御理解と御協力をお願い致します。

また、貴管下各機関及び管内市町村にも周知方御手配いただきますよう、併せてお願い致します。

記

第1 地方環境事務所の設置等

今日、環境行政において、廃棄物・リサイクル対策、地球温暖化対策、自然環境保全等、国として軸足を地域に置いた政策の展開が求められています。これに対応し、第162回国会で成立した環境省設置法の一部を改正する法律（平成17年法律第33号）に基づき、環境省の地方支分部局として、地方環境事務所が全国7か所に設置されました。

地方環境事務所は、従来設置されていた自然保護事務所と地方環境対策調査官事務所を統合し、法令権限や予算執行権限を委任することによって、地域の実情に応じた機動的できめ細かな施策を実施することを旨として設置されたものであります。

なお、平成17年10月1日現在での地方環境事務所の概要は、別添のとおりです。

また、本省においては、地方環境事務所の組織及び運営一般に関する事務を担当する地方環境室を大臣官房政策評価広報課に設置したところです。

第2 水・大気環境局の設置等

今日、大気、水等の環境媒体全体を見渡して汚染の未然防止を図っていくことが必要となりつつあります。

また、湖沼や閉鎖性海域等における有機汚濁の一層の削減、世界水フォーラム等での、国際的に関心が高まっている水環境に関する議論への参画等、水環境について更なる取組の強化が求められています。

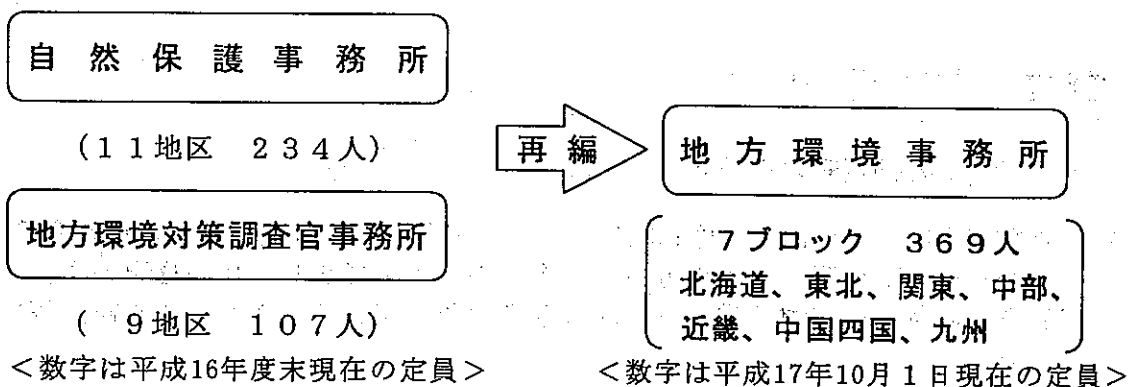
こうした状況を踏まえ、環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号）に基づき、従来の環境管理局（水環境部を含む。）を改組し、水・大気環境局を設置し、同局には、総務課、大気環境課、自動車環境対策課、水環境課、土壌環境課の5課を置いたところです。水関係については、増員する大臣官房審議官（水環境担当審議官）が対応することとしています。

第3 自然環境局自然環境整備課の廃止等

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）に基づく課の数の削減に対応し、環境省組織令の一部を改正する政令により、従来の自然環境局自然環境整備課を同局総務課に統合しました。自然環境整備に係る業務については、新設する大臣官房参事官（自然環境整備担当参事官）が対応することとしています。

地方環境事務所の概要

1. 概念図



2. 業務概要

- 地方環境事務所は、従来の自然保護事務所及び地方環境対策調査官事務所の業務を引き継ぐほか、個別法に基づき委任される環境大臣の権限を実施します。
- 地方環境事務所に置く課とその業務概要は、次のとおりです。

総務課	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所の総合調整、文書管理 ・人事、福利厚生 ・会計、物品管理 等
廃棄物・リサイクル対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物処理法に基づく緊急時の立入検査 ・個別リサイクル法に基づく立入検査 ・廃棄物の輸出入に関する事務 等
環境対策課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境教育・環境保全活動の推進 ・地域における地球温暖化対策 ・公害規制法に基づく緊急時の立入検査 等
国立公園・保全整備課	<ul style="list-style-type: none"> ・国立公園の保護及び整備 ・世界自然遺産登録地域の保護 ・自然環境の健全な利用の推進 等
野生生物課	<ul style="list-style-type: none"> ・希少野生動植物の種の保存 ・野生鳥獣の保護管理 ・外来生物対策の推進 等

このほか、所長を助け、事務所の事務を整理する保全統括官を置きます。また、

従来から置かれていた自然環境に関する特定の事項を担当する職を整理し、以下を置きます。

統括自然保護企画官、里地里山保全専門官、自然再生企画官、
生物多様性保全企画官、国立公園企画官、野生生物企画官、
首席自然保護官及び自然保護官

※ これらは、地方環境事務所組織規則（平成17年環境省令第19号。9月20日公布）で定めています。

3. 委任する環境大臣権限

委任する環境大臣権限の詳細は、別表1のとおりです。

※ 委任権限については、環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号。6月29日公布）の附則及び地方環境事務所長に対する環境大臣の権限の委任のための関係省令の整備に関する省令（平成17年環境省令第20号。9月20日公布）等で定めています。

4. 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域等

○ 地方環境事務所の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりです。

名 称	位 置	管 轄 区 域
北海道 地方環境事務所	札幌市	北海道
東北地方環境事務所	仙台市	青森県 岩手県 宮城県 秋田県 山形県 福島県
関東地方環境事務所	さいたま市	茨城県 栃木県 群馬県 埼玉県 千葉県 東京都 神奈川県 新潟県 山梨県 静岡県
中部地方環境事務所	名古屋市	富山県 石川県 福井県 長野県 岐阜県 愛知県 三重県
近畿地方環境事務所	大阪市	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県
中国四国 地方環境事務所	岡山市	鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 徳島県 香川県 愛媛県 高知県
九州地方環境事務所	熊本市	福岡県 佐賀県 長崎県 熊本県 大分県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県

※ これらは、環境省組織令の一部を改正する政令（平成17年政令第228号。6月29日公布）により定めています。

○ 地方環境事務所の所在地等は、別表2のとおりです。なお、より地域に密着した事務の実施を図るため、7か所以外にも、従来の事務所が置かれていた場所を中心に担当官を配置する事務所（12か所）を設けるとともに、国立公園の現地管理等の機能を維持するため、必要な地に自然保護官事務所（71か所）を設けることとしています。

■地方環境事務所長に委任する環境大臣権限(平成17年10月1日施行※)

<凡例>

委任権限の根拠法令	
(委任権限を列挙した法令の規定)	
委任権限条項	委任権限の具体的内容
<p>※【自然環境】の特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律及び同施行規則に規定する権限については、平成18年1月4日から委任する。</p> <p>※※ 委任権限には、一定の場合／要件に限定して委任するもの、環境大臣が自ら行うことを妨げないとしているものを含む。正確には、(委任権限を列挙した法令の規定)を参照。</p>	

【廃棄物・リサイクル】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)	
(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第20条)	
10①	一般廃棄物の輸出確認
15-4-6① (10①準用)	産業廃棄物の輸出確認
15-4-4①④	廃棄物の輸入許可及び許可条件の付与
18②、19②	廃棄物を輸入又は輸出しようとする又はした者に対する報告徴収及び立入検査
19-5①	産業廃棄物を輸入した者に対する措置命令
19-6①	産業廃棄物を排出した事業者に対する措置命令
19-8①～④	産業廃棄物を輸入した者に対する行政代執行
24-3①	緊急時における報告徴収及び立入検査
特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(平成4年法律第108号)	
(特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第20条第2項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令)	
7	輸出移動書類に係る届出の受理
12①②	輸入移動書類に係る届出の受理
15、16①②	特定有害廃棄物等の排出者等に対する報告徴収及び立入検査
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法(平成13年法律第65号)	
(ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法施行規則第11条)	
17、18	緊急時における事業者等に対する報告徴収及び立入検査等
エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)	
(エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令第15条第2項)	
5	事業者に対する指導及び助言
10-3①	第一種特定事業者からの中長期計画の受理
11	第一種特定事業者からの燃料等や電気の使用状況に関する報告書の受理
12①～④	第一種特定事業者に対する合理化計画の作成等の指示及び指示に従わない場合の公表
12-3①	第二種特定事業者からの燃料等や電気の使用状況に関する報告書の受理
12-5	第二種特定事業者に対する勧告
25②	第一種・第二種エネルギー管理指定工場に対する報告徴収・立入検査
下水道法(昭和33年法律第79号)	
(下水道法第40条第2項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令)	
4②	公共下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可に際しての意見陳述
25-3③④	流域下水道の事業計画に係る国土交通大臣の認可に際しての意見陳述
39②	公共下水道管理者等に対する報告徴収
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(平成7年法律第112号)	
(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行令第9条第5項)	
39、40①	特定容器利用事業者等に対する報告徴収及び立入検査
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)	
(特定家庭用機器再商品化法施行令第7条第2項)	

52、53①	小売業者等に対する報告徴収及び立入検査
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第116号) (食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律施行令第7条第2項)	
10①②⑤⑥	再生利用事業者の登録
11②	登録の更新
14①②	再生利用事業に係る料金の届出の受理等
16①②	登録再生利用事業者の登録の取消し
23①②	食品関連事業者等に対する報告徴収及び立入検査
使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成14年法律第87号) (使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令第21条第2項)	
130③、131②	自動車製造業者等に対する報告徴収及び立入検査

【公害・化学物質】

大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) (大気汚染防止法施行規則第20条)	
26①	緊急時における報告徴収及び立入検査
28①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号) (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令第9条第1項)	
24①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号) (水質汚濁防止法施行規則第12条)	
22①②	緊急時における報告徴収及び立入検査
24①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号) (瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則第11条)	
12-6②	緊急時における指定物質排出者に対する報告徴収
特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法(平成6年法律第9号) (特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第17条)	
18①	緊急時における報告徴収及び立入検査
22①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
土壤汚染対策法(平成14年法律第53号) (土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令第8条) (土壤汚染対策法施行規則第38条)	
3①、10②、13、15①、17	指定調査機関の指定等
14③、16	指定調査機関に対する改善命令及び適合命令
19	指定調査機関の指定の取消し
29①	緊急時における報告徴収及び立入検査
29③	指定調査機関に対する報告徴収及び立入検査
31①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
農用地の土壤の汚染防止等に関する法律(昭和45年法律第139号) (農用地の土壤の汚染防止等に関する法律第16条の2第2項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令)	
13①	農用地への立入調査等
14①	関係行政機関の長等に対する資料の提供の要求等
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号) (ダイオキシン類対策特別措置法施行規則第17条)	
34①	緊急時における報告徴収及び立入検査
36①	関係地方公共団体の長に対する資料の提出の要求等
農薬取締法(昭和23年法律第82号) (農薬取締法第13条の4第2項の規定により地方環境事務所長に委任する権限を定める省令)	

13①③	製造業者等に対する報告徴収及び立入検査
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号) (化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第39条の2の規定により地方環境事務所に委任する権限を定める省令)	
32①	中間物の製造の確認を受けた者等に対する報告徴収
33①	中間物の製造の確認を受けた者等に対する立入検査、質問及び化学物質の収去

【自然環境】

自然環境保全法(昭和47年法律第85号)
(自然環境保全法施行規則第37条)

17③	原生自然環境保全地域内における非常災害応急措置の届出の受理
20	原生自然環境保全地域内における開発行為の許可を受けた者に対する報告徴収
21②	原生自然環境保全地域内における国の機関等が行った非常災害応急措置の通知の受理
24②	自然環境保全地域に関する地方公共団体による保全事業執行に係る同意
25④⑤	自然環境保全地域特別地区内における開発行為の許可等
25⑦	自然環境保全地域特別地区内における非常災害応急措置の届出の受理
25⑨	自然環境保全地域特別地区内における既着手行為の届出の受理
26③六、④	自然環境保全地域野生動植物保護地区内における野生動植物の捕獲等の許可等
27③④	自然環境保全地域海中特別地区内における開発行為の許可等
27⑥	自然環境保全地域海中特別地区内における非常災害応急措置の届出の受理
27⑧	自然環境保全地域海中特別地区内における既着手行為の届出の受理
28①	自然環境保全地域普通地区内における届出がなされた開発行為に係る届出の受理
28②	自然環境保全地域普通地区内における開発行為に係る届出者に対する措置命令
28③	自然環境保全地域普通地区内における開発行為の着手制限期間の延長
28⑤	自然環境保全地域普通地区内における開発行為の着手制限期間の短縮
29①	自然環境保全地域内における開発行為の許可を受けた者等に対する報告徴収及び立入検査等
30	自然環境保全地域内で違反行為をした者に対する中止命令
30	自然環境保全地域内で違反行為をした者に対する原状回復、代替措置命令
30	自然環境保全地域内における国の機関等が行う開発行為等に係る協議等
31①②	自然環境保全地域の指定・拡張、保全計画の決定、保全事業の執行に係る実地調査の為の立入、支障木の除去等、土地所有者への通知、意見提出機会の付与
44②	自然環境保全地域に関する国の機関(環境省を除く)保全事業執行に係る協議

自然環境保全法施行規則(昭和48年総理府令第62号)

(自然環境保全法施行規則第37条)

3八	原生自然環境保全地域内における国等の試験研究機関が行う病害虫等の捕獲等の通知の受理
19三二、ハ	自然環境保全地域特別地域内における国等の試験研究機関、大学が行う鉱物掘採、土砂採取の届出又は通知の受理
19八リ	自然環境保全地域特別地域内における国等の試験研究機関が行う車馬等の使用等の通知の受理
21三イ、ロ	自然環境保全地域野生動植物保護地区内における国等の試験研究機関、大学が行う動植物の捕獲等の届出又は通知の受理
25六、七	自然環境保全地域海中特別地区における国等の試験研究機関、大学が行う指定動植物の捕獲等の届出又は通知の受理

自然公園法(昭和32年法律第161号)

(自然公園法施行規則第20条)

13③	国立公園特別地域内における開発行為の許可
13⑥	国立公園特別地域内における既着手行為等に係る届出の受理
13⑦	国立公園特別地域内における非常災害時の行為に係る届出の受理
13⑧	国立公園特別地域内における木竹の植栽・家畜の放牧の届出の受理
14③	国立公園特別保護地区内における開発行為の許可
14⑥	国立公園特別保護地区内における既着手行為等に係る届出の受理
14⑦	国立公園特別保護地区内における非常災害時の行為に係る届出の受理
15③六	国立公園利用調整地区内における立入りの許可
16①	国立公園利用調整地区内における立入りの認定
16②	国立公園利用調整地区内における立入りの認定の申請の受理